融資商品の概要 〔住宅ローン〕

2022年12月1日現在

| | 2022年12月1日現在 |
|------------|--|
| 1. 商品名(愛称) | さいしん女性向け住宅ローン「シャイナス」 |
| | 一般社団法人しんきん保証基金保証付 |
| 2. ご利用いただけ | ・満18歳以上満56歳未満で最終返済時満80歳以下の方 |
| る方 | ・勤続1年以上(法人役員は3年以上)、又は営業年数3年以上の方 |
| | * 主債務者および連帯債務者(所得合算者に限る)である女性 |
| | *派遣社員・パート・アルバイトおよび年金受給者の方はご利用いた だけません。 |
| | ・安定継続した収入があり、前年の税込年収が100万円以上の方 |
| | ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 |
| | ・当金庫の会員または会員となる資格を有する |
| | (1) 当金庫の地区内(事業区域)に住所または居所を有する方 |
| | (2) 当金庫の地区内(事業区域)の事業所に勤務されている方 |
| 3. お使いみち | ・申込人またはそのご家族が居住するための資金で次のもの。 |
| | 住宅の新築・増改築資金、新築・中古住宅の購入資金、土地の購入資金、 |
| | 他行庫借換資金(返済実績1年以上)、住み替えに伴う住宅ローン残債 |
| | (売却損)、登記費用・保証料等の諸費用、インテリア・家電・引越費 |
| | 用・仮住まい費用等の付帯費用(合計100万円以内) |
| | * 他行庫借換における現状更地は対象外 |
| 4. ご融資金額 | ・100万円以上8,000万円以下(1万円単位) ただし、対象と |
| | なる物件や年収等によりご利用いただける金額は異なります。 |
| 5. ご融資期間 | ・1年以上30年以内 |
| 6. ご融資利率 | 【変動金利型】 |
| | ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| | ・毎年4月1日および10月1日現在で、当金庫が定める住宅ローンプ |
| | ライムレートを基準として見直し、4月1日基準の住宅ローン金利は |
| | 6月の約定返済日の翌日(7月返済分)から、10月1日基準の住宅 |
| | ローン金利は12月の約定返済日の翌日(1月返済分)から適用になります。 |
| | りまり。 ・変動金利型住宅ローンを選択された場合、固定金利特約付変動金利型 |
| | |
| | 住宅ローンへの変更(固定金利特約期間の選択)はできません。 【固定金利特約付変動金利型】 |
| | 【回足並利付利的変動並利型】 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| | - 当並庫所定の利率を適用させていたださます。 - お借入時に、固定金利特約期間3年・5年・10 年のいずれかをご選 |
| | - の個人時に、固定並利特制期間3年・3年・10年のに916がそこ選 |
| | ・ |
| | ・お借入当初の利率が適用されるのは当初固定金利特約期間に限りま |
| | す。当初固定金利特約期間終了時点で、再度その時点での固定金利特 |
| | り。当初固定並利特利朔間終了時点で、再度での時点での固定並利特 約期間を選択することもできますが、この利率はお借入当初の利率と |
| | 小河川町で左沢ッツにこりにでよりか、この利子はの旧八当初の利半と |

は異なります。

- ・固定金利特約期間中は、他の金利タイプへの変更はできません。
- ・固定金利特約期間終了時に、固定金利特約期間3年・5年・10年、 又は、変動金利のいずれかをご選択いただけます。ただし、お借入残 存期間を超える期間の固定金利特約期間は選択できません。なお、選 択の意思表示がなされなかった場合は、変動金利を選択されたとみな し、変動金利を適用させていただきます。
- ・変動金利期間中は、固定金利特約期間へいつでも変更できます。 ただし、お借入残存期間を超える期間の固定金利特約期間は選択できません。
- ・再選択時は再選択時点の利率が適用されます。なお、選択する固定金 利特約期間や変動金利の選択により利率が異なります。
- ・固定金利特約期間を再選択する場合の利率は、当金庫が定める固定金 利選択型住宅ローン基準金利を基準に見直しを行い適用となります。
- ・変動金利の利率は、当金庫が定める住宅ローンプライムレートを基準 として適用され、毎年4月1日および10月1日現在で、当金庫が定 める住宅ローンプライムレートを基準として見直し、4月1日基準の 住宅ローン金利は6月の約定返済日の翌日(7月返済分)から、10 月1日基準の住宅ローン金利は12月の約定返済日の翌日(1月返済 分)から適用になります。

7. 返済方法

- ・毎月元利均等返済に加え、ボーナス時の増額返済との併用もできます。ただし、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内とします。 【変動金利型】
- ・毎日の返済額は5年
- ・毎月の返済額は5年間(10月1日を基準日とする、お借入利率の見直しを5回行うまで)は変更致しません。したがって、お借入金利に変更があった場合、元金と利息の内訳を調整致します。
- ・5年毎に返済金額の見直しをする際、返済額が増加する場合は、旧返済額の1.25倍を上限とします。
- ・返済日はご都合に合わせて任意の日を指定できます。 【固定金利特約付変動金利型】
- [四尺並作][7][7][7][7]

8. 担保・保証人

- ・返済日は2日、12日、22日のいずれかをご選択いただきます。 ・融資対象物件(土地・建物)に第1順位の抵当権を設定させていただ きます。(後順位不可)
- ・建物は火災保険へのご加入を確認させていただきます。又、土地が借 地の場合はその保険に質権を設定させていただきます。
- ・一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、原則として保証人は不要です。ただし、所得合算される方、その他必要と認められた場合には連帯保証人となっていただきます。
- ・担保提供される方は物上保証人となっていただきます。

9. 手数料・保証料

- ・当金庫所定の住宅ローン取扱手数料・不動産担保事務取扱手数料を、 融資実行時に当金庫に対してお支払いただきます。(詳しくは「手数 料一覧表」をご覧下さい。)
- 一般社団法人しんきん保証基金に対して保証料をお支払いいただきま す。なお、保証料は保証会社の審査結果により異なる場合があります。
- ・保証料の支払方法は一括前払い型と金利上乗せ型があります。

【一括前払い型】

ご融資時に一括して所定の保証料額をお支払いただきます。

保証料例(※融資額100万円、期間25年、元利均等返済の場合)

| 適用プラン | プランA | プランB | プランC | プランD | プランE |
|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 保証料 | 8, 500 円 | 14, 900 円 | 18, 300 円 | 29, 800 円 | 36, 600 円 |

【金利上乗せ型】

ご融資利率に保証料率が含まれます。(保証料率分:0 住宅プラン A年0.07%、住宅プランB年0.13%、住宅プランC年0. 18%、住宅プランD年0.26%、住宅プランE年0.36%)

• 条件変更手数料 期日前完済、一部繰上返済、条件変更等に手数料がかかります。 (詳しくは「手数料一覧表」をご覧下さい。)

10. 団体信用生命 保険

- ・団体信用生命保険にご加入いただきます。
- 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険、団体信用就業不能保障保険 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険もお選び頂けます。この場合、金 利は年0.3%上乗せとなります。
- ・保険料は当金庫が負担します。

の対象となるラ イフシーン

11. ご返済軽減特約 │・子育て: つぎのライフシーンが発生した際に「プラン」を適用するこ とができます。

| ライフシーン | 具体的なライフシーン | | |
|---------|------------------------|--|--|
| 出産 | 産前産後休業、育児休業 | | |
| 被扶養者の就学 | 高校、専門学校、大学、大学院(在学中の留学も | | |
| | 含む) | | |

・介護:つぎの要件に該当し、主債務者もしくは連帯債務者(所得合算 者に限る)による介護、または被介護が介護施設へ入所される 場合に対象となります。

| 被介護者 | 具体的なライフシーン | |
|--------|-------------------------------|--|
| 配偶者もしく | 公的介護保険制度による要介護 1 以上の認定を受け | |
| は同居する親 | ていること | |
| 子 | 障がいがある子で公的機関より障がい者の認定を受けていること | |

| 12. ご返済額の見直 | ・対象となるライフシーンが発生した際に、お客様の申し出によりご返 |
|-------------|--|
| し方法 | 済額の軽減を最長7年(1年毎に見直し)および当初ご契約から最長 |
| | 35年以内でご返済期間の延長を、行うことができます。ただし以下 |
| | の条件を満たす必要があります。 |
| | ① 特約に基づくご返済額の軽減のお申し出時点においてご返済に遅滞 等がないこと |
| | ② お借入れ当初より返済実績が1年以上あること |
| | ③ 特約に基づくご返済軽減以外のご返済方法の見直し(元金据置等) を行っていないこと |
| | ・特約に基づくご返済額の軽減において、ご返済元金の据置はできませ |
| | $oldsymbol{\lambda}_{\circ}$ |
| | ・ご返済額の軽減には所定の審査が必要です |
| 13. ご提出書類 | ・本特約に基づくご返済額の見直しをご利用いただくにあたっては、通 |
| | 常の書類に加えて以下の書類をご提出いただきます。 |
| | ①育児の場合:産前産後休業、育児休業が分かる資料 |
| | ②教育の場合:入学許可書、合格通知書または在学証明書 |
| | ③介護の場合:介護保険被保険者証等、公的介護保険制度に基づく所定 |
| | の書類、障害者手帳、障害者と認定を受けていることを |
| | 確認できる書類、介護保険施設へ入所していることが確 |
| | 認できる書類、介護休業が分かる資料 |
| 14. その他 | ・現在のご融資利率につきましては、当金庫本支店、ローンセンターま |
| | でお問い合わせ下さい。 |
| | ・店頭にて返済額の試算を承ります。 |
| | ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご |
| | 了承下さい。 |